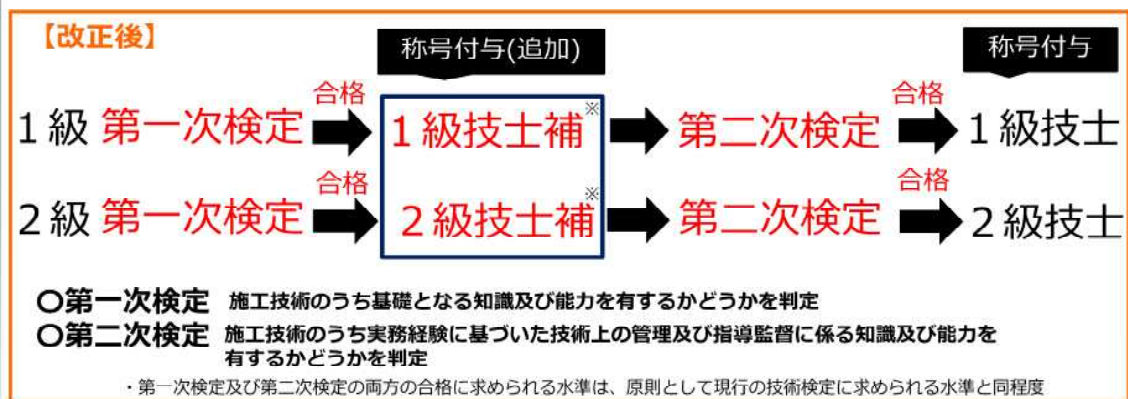


## 技術検定制度の見直し



## 1級受験資格の見直し

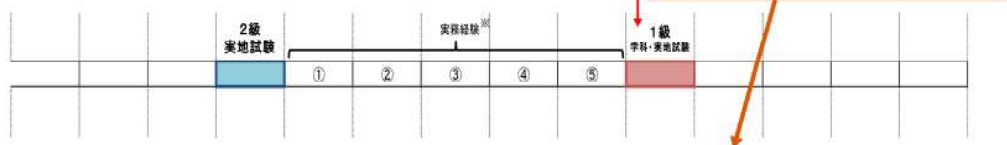
**2級の第二次検定を合格した者については、1級の第一次検定を受検するにあたり、1級の受験に必要となる実務経験を得ることなく受検することが可能。**

(なお、2級の第二次検定を合格した者として1級の第一次検定を受検し合格した場合においても、1級の受験に必要な実務経験を得れば、1級の第二次検定の受検が可能)

### 1級受験資格の見直し

※所定の実務経験を積んだ場合 5年⇒3年に短縮

**【現 状】**



**【改正後】**

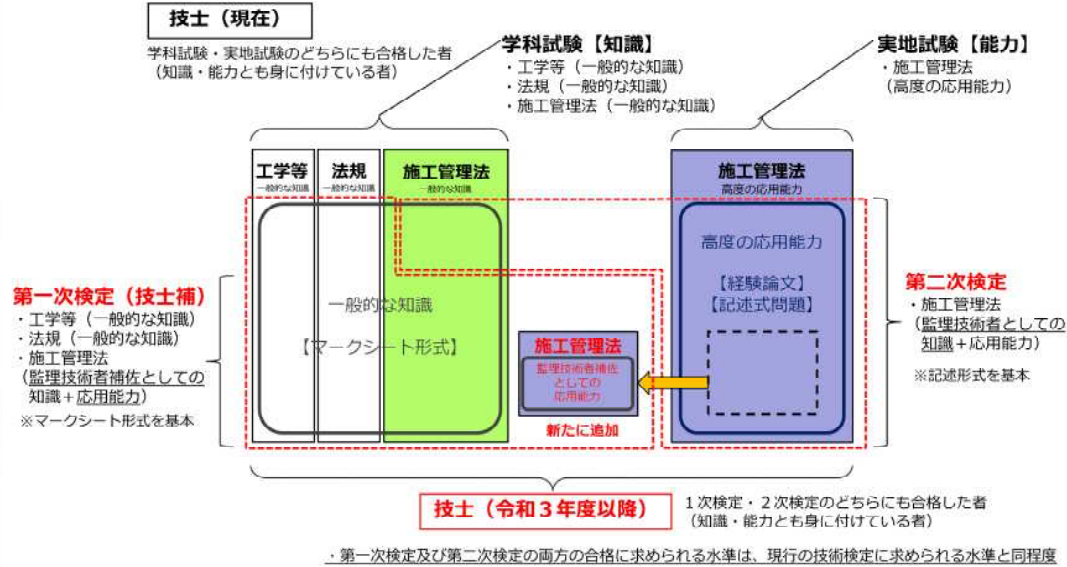


○2級の第二次検定を合格した者として1級の第一次検定を受検し合格した場合においても、1級相当の実務経験を得れば、1級の第二次検定の受検は可能

## 技術検定の再編 (令和3年度～) 1級

※「建設機械施工管理」を除く 国土交通省

- ・ **第一次検定**では、**監理技術者補佐**として、工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識及び応用能力を有するか判定。  
(これまで学科試験で求めていた知識問題を基本に、**実地試験で求めていた能力問題の一部を追加**)
- ・ **第二次検定**では、**監理技術者**として、工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識及び応用能力を有するか判定。  
(これまで実地試験で求めていた能力問題に加え、**学科試験で求めていた知識問題の一部\*を移行**)



## 技術検定の再編 (令和3年度～) 2級

※「建設機械施工管理」を除く 国土交通省

- ・ **第一次検定**では、工事の施工の管理を適確に行うために必要な**基礎的な知識**及び能力を有するか判定。  
(これまで学科試験で求めていた知識問題を基本に、**実地試験で求めていた能力問題の一部を追加**)
- ・ **第二次検定**では、**主任技術者**として、工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識及び応用能力を有するか判定。  
(これまで実地試験で求めていた能力問題に加え、**学科試験で求めていた知識問題の一部\*を移行**)

